

第356回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和4年9月30日（金）14:00～15:35
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 岡本 彰、福島 茂、阿利茂昭、豊崎辰輝、
三原敏夫、柏木正弘、濱 竹美、平尾義徳、
團 昭紀、福井典代、中村秀美
- 4 欠席委員 島崎勝弘、三木真之、中西 敬、今治清孝
- 5 事務局 池脇事務局長、加藤主査兼係長、木本主事
- 6 県出席者 赤澤係長、妹尾主任
- 7 議 題
 - (1) 令和4年度うなぎ稚魚特別採捕許可及び需給方針について
 - (2) 下りうなぎの採捕に係る委員会指示及び採捕自粛要請について
 - (3) 押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について
 - (4) 知事許可漁業の許可方針の改正について
 - (5) 知事許可漁業の申請期間について
 - (6) 漁場計画の素案について
 - (7) その他

8 議事

局長： 定刻が参りましたので、これより、第356回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、15名中11名の委員の出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会長、よろしくお願いたします。

会長： 改めまして、皆さんこんにちは。委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日もよろしくお願いたします。

それでは、ただ今から第356回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、豊崎委員さんと三原委員さんをお願いしたいと存じます。

よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。議題1は、「令和4年度うなぎ稚魚特別採捕許可及び需給方針について」でございます。それでは、県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料1により説明

会長： 説明は以上のおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

委員： ちょっと気になったんですけどよろしいですか。努力義務化とおっしゃられたんですけども、例年提出されない方っていらっしゃるんですか。

漁業調整課： 提出されない方もいらっしゃって、採捕していないから提出していないとなっているんですけども、許可漁業

では採捕していない場合でも、採捕していないことを提出しないといけないので、今年度の説明会ではそういった説明をさせていただいて、来年度以降の許可漁業化でスムーズに行えるよう進めていこうとおもっております。

会長： ほかにございませんか。無いようでございますので、本件につきましては、原案どおりで回答することとしてよろしいか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、原案のとおり回答することといたします。

次に、議題2に移りたいと思います。「下りうなぎの採捕に係る委員会指示及び採捕自粛要請について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料2により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。何かございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては、原案どおりで委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては、原案どおり委員会指示を発出することにいたします。

次に、議題3に移りたいと思います。「押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料3により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

何かございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては、原案どおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては、原案どおり委員会指示を発出することにいたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題4「知事許可漁業の許可方針の改正について」、それから、議題5「知事許可漁業の申請期間について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業調整課： 資料4、5により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

何かございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

それでは第6号議案でございます。

「漁場計画の素案について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料6により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 私の知識不足なんですけれども、カメノテって何ですか。

委員： 石の間にこんなんがあるんよ。

委員： 亀の手と一緒によ。

委員： それは何なんですか。

委員： 貝

委員： 貝？おいしいんですか？

委員： うまい。

委員： 食べたことない。

委員： わしも食べたことない。

委員： 出てます？

事務局長： 料亭とかで。

委員： スーパーでは見たことない。

委員： 今まではローカルで、地域の人が磯のもんを食べるっていう楽しみだったんが、ちょっと人気が出てきて、一般の人も

獲れるんで、いざこざがあつて漁業権をつけないといかんと
いうことで、追加する地域が増えてきた。

委員： わかりました。

会長： ほかに何かございませんか。

委員： ちょっといいですか。要望をとりまとめて一覧表にしてま
すが、これ以降、この内容で走って行くってことになるんで
すよね。これに対して出てきてるもんをそのまま表にしたっ
ていう形になってるように見えるんですけども、こういう
ものって技術的に本当に妥当性があるのかとか、そういう評
価はされることがあるんですか。例えば、カキの垂下養殖が
すごく出てきてますよね。今回ものすごく増えたんですけども、
何か背景というか、これからすごく売れるよとかある
んですか。

委員： カキの養殖でも従来型の広島とかとは違って、僕も詳しく
はないんやけど、3倍体とかちょっと違うカキが。カゴに入
れたりだとか。それがきれいな海でもいけるんでないかとあ
つて、県南の方で実験したりしてるんで、ちょっとうまい具
合にいったところもあつて、みんなチャレンジしようという
ことで。若い子らがチャレンジをはじめてる。それで5年に
1回なんで区画漁業権をとつとかなないとできないということ
で、この機会にとっておいてチャレンジしようというのが、
あっちこっちで若い子が情報を共有しながらやりよんやけん
ど、試験的にやるとカキなんで北方の方が成績はええんやけん
ど、南でもできて、成長悪いんやけんど工夫して、チャレ
ンジしようで。従来とは違う形で、こういう種を作るんが県
南に会社があつて試験的に。

委員： そういう方針があつて、大きな産業を作っていこうとかい
う流れがあるんだったら。ぱっと見ただけだったら闇雲にい

っぱい出てきたような感じを受けたんでね。だから場所的にもほんとにいけるのかなとか。結構外洋で波が当たるところもあったので。

会長： 鞆浦の中の湾でもやっとな。

委員： 試験的にやってる、新しいカキの養殖方法。あまりにも内湾でじっとしてるとだめで、少しストレスをかけなあかんとか。少し揺れる方がいいとか。

委員： 大きな産業になっていけばいいと思うんですが。反対とか言うつもりはまったくないんですけど。全県的に出てきたから何かあるのかなと。

委員： 私のところを見ていただいたら、何か所かで時期とか水温とか移動させたらどうかなとか。実験もひっくるめてとっとなかないといけないので。うまくいけば徳島県でまた違うカキが楽しめるかも。

委員： イワガキとかも入るんですか。

委員： イワガキは別で、オーストラリアとか外国でと思うんやけど、忘れてしもた。

漁業調整課： ちょっと補足説明いいですか。今回カキが増えたというのは、皆さんご承知のとおり、県内の漁業が漁船漁業、養殖業含めて近年調子が良くない中で、何か他に儲かる漁業はないのかという漁業者からの声があって、先ほど委員さんからありましたように、県南で三倍体のカキを養殖するような業者が出てきた。その中でカキ養殖が減った漁業の生産額を補うような産業になり得ないかということで、県の水産研究課が各地域の漁業者さんと一緒に試験養殖という形で、ここ1～2年取り組んだ中で、ここだったら産業的に見込める

んじゃないかという所について、今度本格的に養殖業として営業するためには、区画漁業権に基づいて養殖しないといけませんので、今回の漁業権の切替えに合わせて免許を受けて取り組んでみようと。もしも、そこで5年間やってみて産業的に無理ということになれば、次回5年後の区画漁業権の切替えの時に見直すということで、県としてもきちんとフォローしていきたいということで、いただいた要望について素案に載せさせていただいたという次第です。

会長： 今、指導中じゃな。

漁業調整課： はい。今、試験でうまくいきそうなところには漁業権をつけておいて、5年後の切替え時には実際の成績を見た上で、改めて考えようということにしております。

会長： ほかに何かございませんか。無いようでございますので、本件につきましては、原案どおりで回答することとしてよろしいか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては原案のとおり回答することといたします。

会長： 議事は以上ですが、その他なにかございませんでしょうか。

会長： それでは、特に無いようですので以上をもちまして、第356回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。
長時間ご審議お疲れさまでした。

以 上